

失語症者向け 意思疎通支援者になる為には

【対象者】

- ・18歳以上の方
- ・滋賀県内に居住する者
- ・全日程受講可能で、研修修了後に滋賀県内で活動予定の者

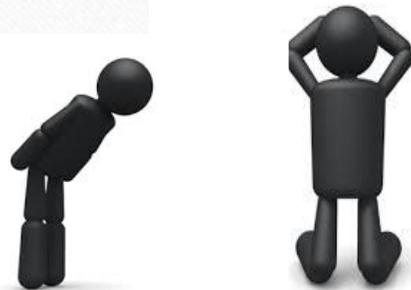
「失語症のある人への支援」とは

あなたの事を出来るだけ
知りたい

伝えること・知ること
をお手伝いしたい

一緒に
どこでも
出かけましょう！

言いたいことが上手く話せない
話しかけられても上手く答えられない
思っていることが書けない
人と話すのが怖い
変な人と思われたら嫌だ



誰とも会いたくない
何処にも出かけたくない

基本的支援内容

- 外出支援

外出に同行し、他者とのコミュニケーションを援助する

- 交通機関利用援助

目的地に向かうために駅・バス停などを利用する場合、路線図や表示板などを読んで理解することを援助する

- 会・会議での内容理解援助

会議などに出席する場合に周囲で話されていることを分かりやすく失語症のある人に伝達する
意見がある時は伝えやすいように援助する

- 同障害者とのコミュニケーションの援助

失語症友の会などに同行し、コミュニケーションを援助する

- 公共施設の利用援助

銀行・役所・郵便局などに同行して手続きなどの援助を行う

- 買い物・娯楽施設などの利用援助

購入に関する援助・受付や利用システムの利用などを援助する



養成講座の受講について

- 40時間（講義12時間、実習28時間） 8日間 定員:10名
- 1日5時間程度
- 9月～12月 日曜（土曜になる場合あり）隔週で開催
- 会場は コラボしが21（大津市打出浜2-1）
- 講座を休んだ場合は補講がある
- 40時間を受講できた場合、修了証が県から発行される

支援者登録と派遣について

- 養成講座修了者は県庁に支援者として登録する
- 登録された支援者に滋賀県言語聴覚士会より派遣先の案内がある
- 派遣可能な支援者を滋賀県言語聴覚士会が調整して派遣する
- 派遣後に「謝礼＋交通費」が支給される
- 支援者は派遣報告書を提出する
- 滋賀県言語聴覚士会は支援者へのスキルアップ機会を提供する